

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件4者）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	日本道路株式会社	3か月
代表者氏名	代表取締役 久松 博三	
本店所在地	東京都港区新橋 1-6-5	

項目	措置対象業者	停止期間
商号	前田道路株式会社	3か月
代表者氏名	代表取締役 今枝 良三	
本店所在地	東京都品川区大崎 1-11-3	

項目	措置対象業者	停止期間
商号	世紀東急工業株式会社	3か月
代表者氏名	代表取締役 佐藤 俊昭	
本店所在地	東京都港区芝公園 2-9-3	

項目	措置対象業者	停止期間
商号	福田道路株式会社	6か月
代表者氏名	代表取締役 河江 芳久	
本店所在地	新潟市中央区川岸町 1-53-1	

3 入札参加停止の理由

上記4者は、東京都、東京港埠頭株式会社又は成田空港株式会社が発注した舗装工事について、平成23年度以降、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定するなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為（不当な取引制限）を行ったとして、平成30年3月28日、公正取引委員会より独占禁止法違反に基づく課徴金納付命令を受け、日本道路（株）、前田道路（株）、福田道路（株）の3者は排除措置命令を受けた。

なお、日本道路（株）、前田道路（株）、世紀東急工業（株）の3者は違反事実を自主申告したため、課徴金の減免制度の適用を受けている。

4 停止期間の始期及び終期

日本道路（株）、前田道路（株）、世紀東急工業（株）

平成30年5月8日から平成30年8月7日まで

福田道路（株）

平成30年5月8日から平成30年11月7日まで

(参考)

- ・静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第4号

措置要件	期間
業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	6か月以上24か月以内

- ・静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第4条第3項

知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第5条第1項第1号から第3号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。